



平成 28 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社シー・ヴィ・エス・ベイエリア  
代表者名 代表取締役社長 上山 富彦  
(コード番号 2687 東証1部)  
問合せ先 執行役員管理本部長 鱒 渕 晃  
(TEL : 043 - 296 - 6621)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年4月28日開催の取締役会において、平成28年5月27日開催予定の第36期定時株主総会（以下「本総会」という）に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 本日別途開示のとおり、当社は本総会において、単元株式数の変更、株式併合に係る議案を付議する予定です。また、株式併合に合わせて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。  
なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成28年9月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって附則を削除するものといたします。
- (2) 公告閲覧の利便性向上及び公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 本日別途開示のとおり、当社は本総会において、取締役会の監督機能の強化及びガバナンス体制の一層の強化を図ると共に、経営の透明性と効率性を高めることを目的として、平成27年5月1日に施行されました「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により新たな機関設計として選択可能となった監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。  
つきましては、これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除及び取締役会に関する規定に所要の変更を行うものであります。
- (4) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第27条を変更するものであります。  
なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) 上記各変更に伴う条数の変更を行うと共に文言の整備などの変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会及び</u>会計監査人を置く。</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>90,000,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任)</p> <p>第 18 条 取締役の選任は、<u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会及び</u>会計監査人を置く。</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>12,000,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) は、<u>9名以内</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第 18 条 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の時はこの期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役が、取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第22条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第23条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第24条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>2. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、取締役<u>(監査等委員である取締役を除く)</u>の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く)</u>の中から、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の時はこの期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役が、取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第22条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、監査等委員である取締役と区別して、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第25条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p> <p>(監査役会)</p> <p>第26条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の時はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第23条 <u>監査等委員会は、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を若干名選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会)</p> <p>第24条 <u>監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の時はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p>第25条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>(<u>選任</u>)</p> <p>第26条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(<u>任期</u>)</p> <p>第27条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会で再任されたものとみなす。</u></p> <p>(<u>報酬</u>)</p> <p>第28条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役(代表取締役が複数あるときは、全ての代表取締役)が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 6 章 <u>取締役、監査役及び会計監査人の責任免除</u></p> <p>(<u>損害賠償責任の一部免除</u>)</p> <p>第27条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む)、監査役(監査役であった者を含む)及び会計監査人(会計監査人であった者を含む)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p>	<p>第 7 章 <u>取締役及び会計監査人の責任免除</u></p> <p>(<u>責任免除</u>)</p> <p>第29条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む)及び会計監査人(会計監査人であった者を含む)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 当社は、<u>社外取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は240万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>3. 当社は、<u>社外監査役及び会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</u></p>	<p>2. 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</u></p> <p>3. 当社は、<u>会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p>	<p style="text-align: center;">第8章 計算</p>
<p>第28条～第32条 （条文省略）</p>	<p>第30条～第34条 （現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>
	<p style="text-align: center;">（監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>第1条 <u>当社は、取締役会の決議によって、第36期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第27条第3項の定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;">（定款一部変更の効力発生日）</p> <p>第2条 <u>第6条、第7条の変更は、平成28年5月27日開催の第36期定時株主総会の議案に係る株式併合の効力発生日である、平成28年9月1日をもって効力が発生するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>なお、本附則第2条は、当該株式併合の効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

(1) 定時株主総会開催日 平成28年5月27日（予定）

(2) 定款変更の効力発生日 平成28年5月27日（予定）

※ ただし、変更案第6条、第7条の効力発生日は平成28年9月1日（予定）となります。

### 4. その他

本日別途、「単元株式数の変更、株式併合及び発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」及び「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」を開示しております。

以上